

少量危険物及び指定可燃物等の 貯蔵・取扱いの運用基準

第1 少量危険物の貯蔵及び取扱いについて

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第2項に準じるものとするが、具体的には次の例による。

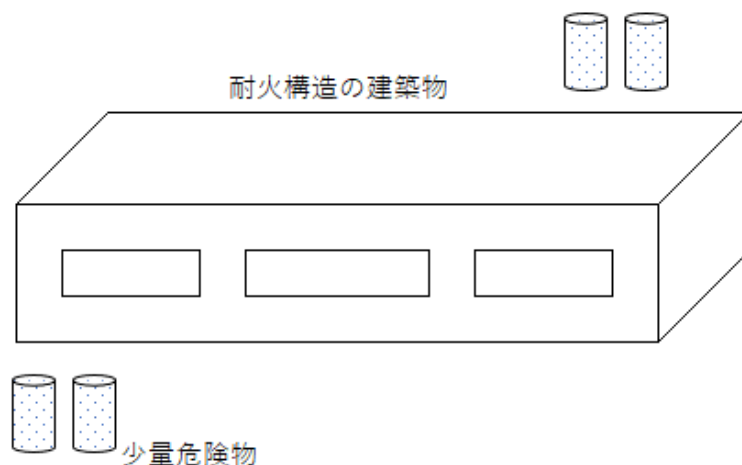
なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

（1）屋外の場合

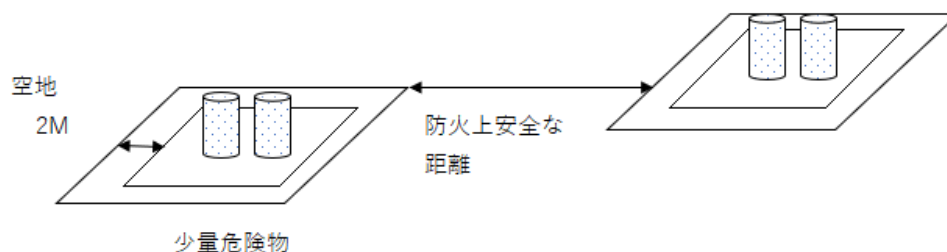
ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、防火上安全な距離を有する場合等、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（第1-1図、第1-2図参照）。

なお、防火上安全な距離は実状によることとし、同一敷地内にある微量危険物は、できる限り分散させないこと。



第1-1図 耐火構造の建築物により隔てられている例



第1-2図 防火上安全な距離を有している例

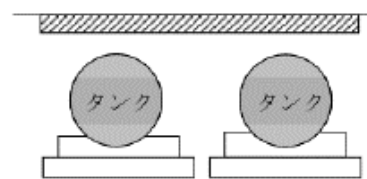
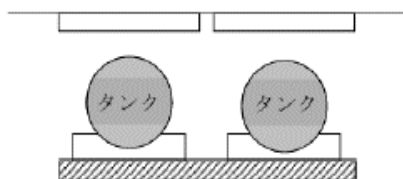
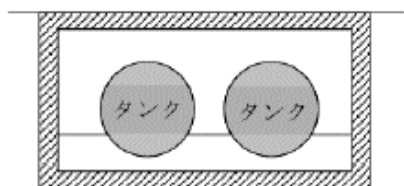
イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、タンクごととする。ただし、屋外タンクでタンク間の距離を1メートル以上確保する場合又は地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一のタンクとすることができる。

(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第1－3図参照）

(イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第1－4図参照）

(ウ) 同一のふたで覆われている場合（第1－5図参照）



第1－3図 同一タンク室の例

第1－4図 同一基礎の例

第1－5図 同一ふたの例

ウ タンクと設備が同一工程の場合

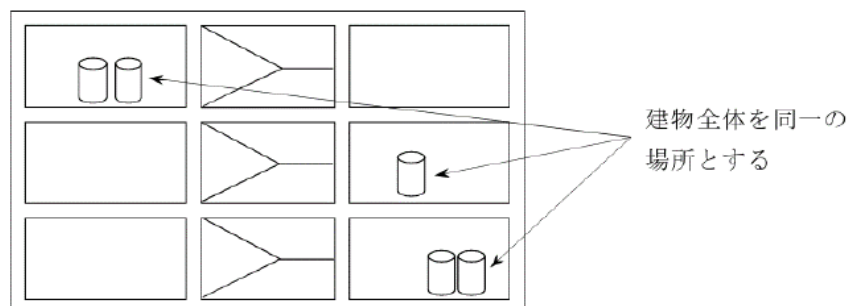
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（第1－6図参照）。



第1－6図 同一行程の例

(2) 屋内の場合

建築物ごととする。（第1－7図参照）。

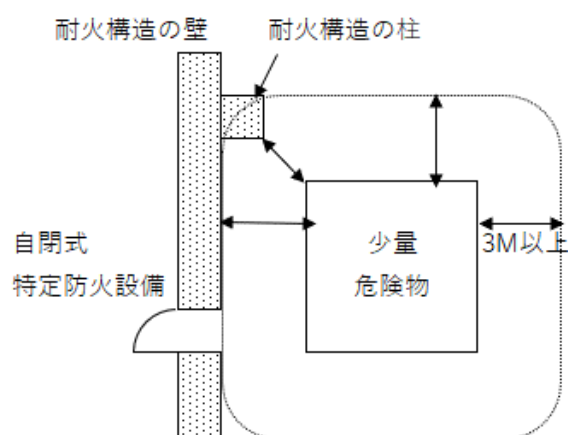


第1－7図 建築物ごと

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示すところによることができるものとする。

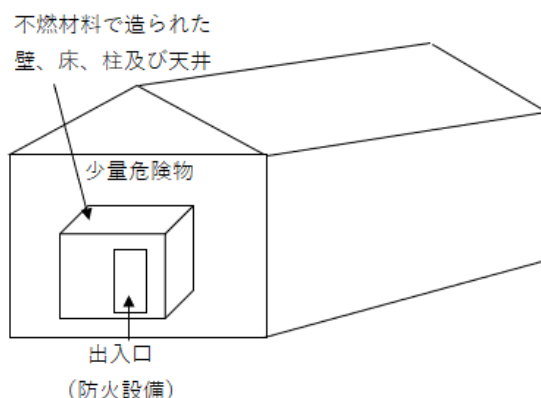
ア 設備により取り扱う場合

(ア) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅 3 メートル以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から 3 メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。（以下「保有空地例」という。）（第 1－8 図参照）



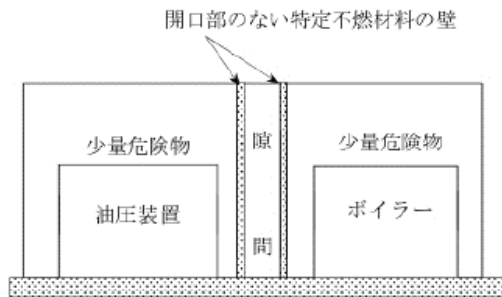
第 1－8 図 設備により取り扱う場合

(イ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分は、出入口（防火設備）以外の開口部を有しない不燃材料（アルミニウム・ガラスを除く。以下同じ。）の床又は壁で他の部分と区画されていること。（以下「不燃区画例」という。）（第 1－9 図参照）

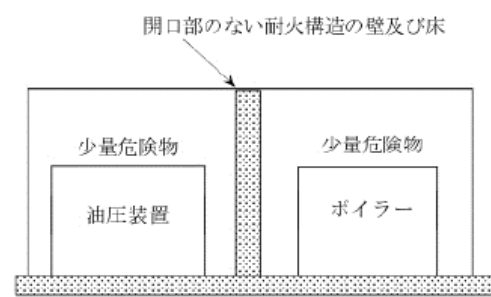


第 1－9 図 不燃区画例

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則できない。また、不燃材料で造られた二重構造の壁で隙間を設けて設置することも認められない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（第１－１０、１１図参照）

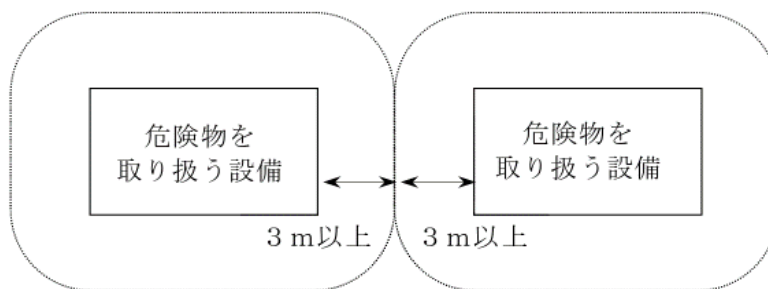


第１－１０図認められない例



第１－１１図 認められる例

（ウ）複数の危険物を取り扱う設備をそれぞれ保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない（第１－１２図参照）。



第１－１２図 保有空地例により複数設置する場合

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
不燃区画例による。

ウ 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合
階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

エ 大学、研究所その他これらに類する施設内の実験室、病院における危険物の貯蔵、取扱いの場合

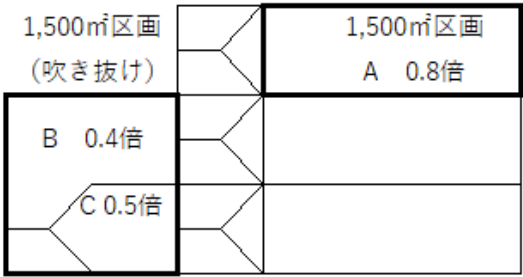
（ア）不燃区画例による場所

（イ）階ごとに防火上有効に区画されている場合

（ウ）建基令第１１２条第１項の防火区画（面積区画）がされている場合

（エ）建基令第１１２条第１１項の防火区画（堅穴区画）がされている場合

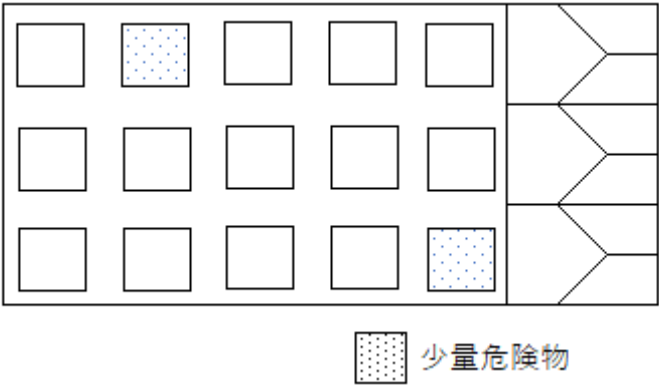
【例】認められる場合



A→0.8 倍
B+C→0.9 倍

第 1－1 3 図

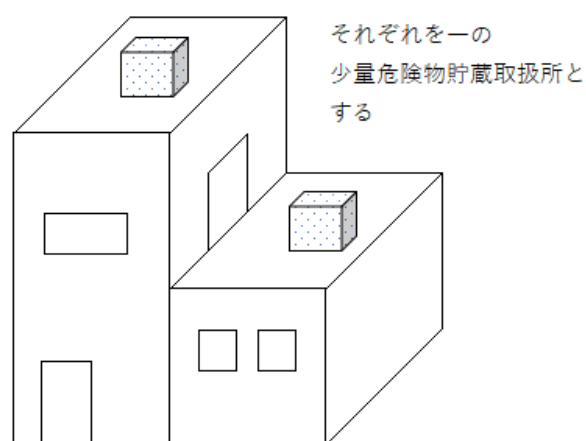
オ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）
管理権原者の異なる場所ごととする。（第 1－1 4 図参照）



第 1－1 4 図

（3）屋上の場合

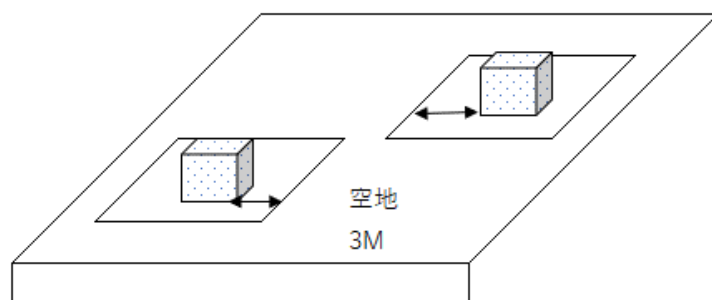
原則として、屋上ごととする。ただし、同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合は、陸屋根ごととする。（第 1－1 5 図参照）



第 1 - 1 5 図 屋上に設置する例

また、1 の陸屋根に、保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合（ボイラー又は発電設備等の消費設備及びその付随するタンクに限る。）は、それぞれに示す場所ごととすることができる。この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

なお、複数の危険物を取り扱う設備をそれぞれ保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複しないこと（第 1 - 1 6 図参照）。

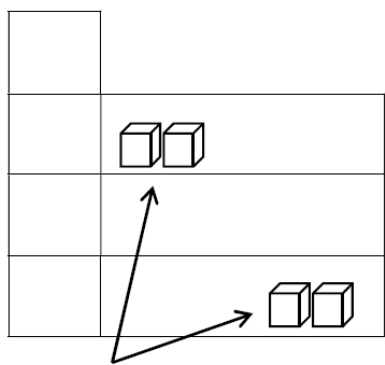


第 1 - 1 6 図 保有空地例により複数設置する場合

（４）特殊な場所の場合

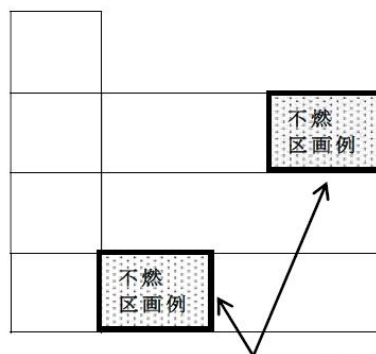
ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする（第 1 - 1 7 図参照）。ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない（第 1 - 1 8 図参照）。



合算し、建築物を一の少量危険物
貯蔵取扱所とする。

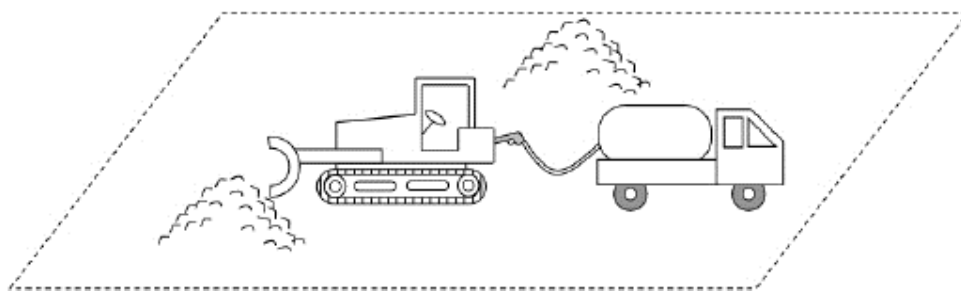
第 1 - 1 7 図 建築物ごと



それぞれを一の少量危険物貯蔵
取扱所とする。

第 1 - 1 8 図 不燃区画例

- イ 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合
土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする（第 1 - 1 9 図参照）。



第 1 - 1 9 図 建設現場等

- ウ 建築物に設置された免震用又は制振（震）用オイルダンパーで危険物を取り扱う場合
建築物に設置された各免震用又は制振（震）用オイルダンパー（免震用については国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）のうち、第 3 石油類等の危険物を取り扱うもので、次の要件に適合するものは、当該オイルダンパーごととする。
- （ア）指定数量の 5 分の 1 未満の高引火点危険物（引火点が 1 0 0 度以上の第 4 類危険物）であること。
 - （イ）円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分が密閉されているものであること。
- 2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定
同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。
- （1）貯蔵施設の場合
貯蔵する危険物の全量とする。
 - （2）取扱施設の場合
取り扱う危険物の全量とする。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置、切削油循環装置その他これらに準ずる装置で危険物を取り扱う場合は、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定すること。

なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量、当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定すること。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

ア 貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

3 消火設備

(1) 屋外の少量危険物貯蔵取扱所

少量危険物貯蔵取扱所を屋外に設ける場合は、危険物に適合する消火器を設置するように指導すること。

(2) 屋内の少量危険物貯蔵取扱所

少量危険物貯蔵取扱所を屋内に設ける場合で、危険物を貯蔵し、又は取り扱う総量が指定数量以上となる階にあっては、大型消火器をその放射能力範囲が少量危険物貯蔵取扱所を包含するように設置すること。なお、一般住宅内に設ける場合にあっては、危険物に適合する消火器を設置するように指導すること。

(3) 移動タンク

移動タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を設置するように指導すること。

4 危険物配管の一部に設けるサイトグラス

危険物配管の一部にサイトグラスを設ける場合は、「危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置について」（平成13年2月28日消防危第24号）によること。

5 指定数量未満のリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いの基準

指定数量未満の第4類の危険物を電解液として収納するリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いの運用は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日消防危第303号 全部改正 令和6年7月2日消防危第200号）に定められており、この規定を満足していれば、基準に適合しているものとして取り扱うこと。

6 その他

少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、この基準に定めるもののほか、和

歌山市危険物審査基準の例による。

第2 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについて

1 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号。以下「条例」という。） 別表第3の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合又は工場において製造、加工する場合並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

- ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの
- エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材及び道路の舗装材等

2 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

(1) 可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の同一場所の扱い

可燃性液体類等の同一場所の扱いは、第1に準ずること。

(2) 可燃性液体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上安全な距離（1メートル以上）が確保された場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造でかつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができること。

3 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第3の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

4 消火設備

(1) 指定可燃物及び動植物油類の消火設備

危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第4に掲げる指定可燃物及び動植物油類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、法第17条の規定に基づいて消火設備を設置すること。

(2) 可燃性液体類等の消火設備

- ア 屋外のタンクにおいて危政令別表第4の数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り

扱う場合は次により指導すること。

(ア) 可燃性液体類等の上部表面の高さが6メートル以上のもの又は表面積が40平方メートル以上のものについては、可燃性液体類等に適合する水噴霧消火設備、屋外消火栓設備又は可搬式ポンプ（水源を含む。）等を設置すること。

(イ) ア以外のタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例別表第3の可燃性液体類等に適合する消火器を設置すること。

イ 屋外において可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次により指導すること。

(ア) 危政令別表第4の数量の500倍未満の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危政令別表第4の数量の50倍の数量を1所要単位として、可燃性液体類等に適合する消火器を所要単位の数値に達するように設置すること。

(イ) 危政令別表第4の数量の500倍以上1000倍未満の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、可燃性液体類等に適合する大型消火器をその放射能力範囲が可燃性液体類等を包含するように設置すること。

(3) 綿花類等の消火設備

ア 条例別表第3の数量の500倍未満の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例別表第3の数量の50倍を1所要単位として消火器を綿花類等の所要単位の数値に達するように設けること。

イ 条例別表第3の数量の500倍以上1000倍未満の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、大型消火器をその放射能力範囲が綿花類等を包含するように設けること。

ウ 条例別表第3の数量の1000倍以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備又は可搬式ポンプ（水源を含む。）等の消火設備を設けること。